～～～奈良県橿原市中１女子自死事案～～～

調査委員会の解散に至るまで

平成２６年１１月２３日
奈良県橿原市　遺族・母

再発足に至るまでの時系列

学校側	平成２５年３月２８日	遺族側
＊直後の記者会見で３学期に教室内での娘の様子がおかしかったと発言。担任が３人の生徒に仲間外れにされていた事を把握。（後に判明）	三女が自死（中１）	＊直前のＬＩＮＥでのトラブルは把握して学校に対応を求めていた。
＊直後に当時中１・中２の生徒に二者懇実施。生徒が学校での娘の辛かった様子を複数人が伝えている。（後日、生徒談）	→→→→→→→→→→→→→→→	＊遺族には、これといった内容が出てこなかったと説明。
＊4/26 前日の件で学校に調べたのか聞いたが、対応した教頭は、**「調べる材料がない」「証拠がないから調べられない」「調査は限界」**と発言。	＊4/25 生徒が部活で暴力が存在したと遺族に告発。 **＊4/28 遺族宅で、同級生二人が保護者同伴の下、校長・教頭・生徒指導と遺族の前で、いじめの詳細を証言。**	＊4/25 校長に部活動中で暴力があったのか調べて欲しいと依頼。
＊校長・教頭・生徒指導←←はこの証言を否定。	←←←←←←←←←←←←←←← **5/11 学校の対応に限界を感じ、ジェントルハートプロジェクトの理事の方々に相談する。**	→→＊4/28 学校に無記名アンケートを実施して欲しいと要望する。
＊アンケート実施を拒否。	←←←←←←←←←←←←←←←	
＊アンケート実施に関して、記名式にする、しない、などで遺族と意見の対立があったが→→	＊5/17 無記名アンケート実施。	＊5/14 アンケートの実施を口頭で再三要望し吉本教育長が受諾。

アンケート開示に関して （実施前）原本見せる　　↓ （実施後）集約を見せる　↓ （開封直前）口頭で伝える↓ （開封後）内容は言えない。 開示に関して二転三転する。 ＊5/29 校長は「アンケート開示に関しては、校長としてもう対応できない。代理人を通して。」と発言。校長はパニック状態。 ＊6/6 吉本教育長が、←←←← あくまでも市教委主体で設置することを承諾。しかし、「望むところだ。」と対立姿勢を示す。 ＊6/7 事案後初めて開かれた保護者会で校長が「これといったいじめという話はあがってない（アンケートの内容を知っているのに）」と発言。 ＊6/7 記者会見にて吉本教育長が、「いじめと自殺の因果関係は相当低い」と発言。 回答書の内容←←← ●「いじめ防止対策推進法」を全て歪曲解釈し、遺族の要望はすべて拒否。 ●アンケート開示の条件。生徒に対して遺族が聞き取りしない事に確約書を交わす事を要求。	←＊5/22 アンケート開封。 ←←←←←←←←←←←←←←←← ＊6/1 全国学校事件・事故を語る会に参加。 ＊6/6 大津のご遺族同行で校長室で、県教委・市教委・市・学校管理職に再度、公正・中立な第三者調査委員会を市長部局に設置するよう要望。 ＊6/7 父親が前日の要望を、改めて市長に要望するため面会。「市長部局で設置するつもりはない」と発言。 ＊6/中旬。市の顧問弁護士が訴訟対策の為、遺族の親族の戸籍を広範囲に取得していた。（後に判明） 6/28「いじめ防止対策推進法」成立 ＊7/3（6/6 に要望していた内容に対し）回答書が届く ＊訴訟対策していた市の顧問弁護士が 6 /末付で顧問から外れ、調査委員に着任。 →→→

●7/10 に調査委員会初会合の開催を<u>一方的に遺族に通告。</u>（*1 参照）		**強引に設置された調査委に対し、公正・中立に納得出来ないので、一切の調査協力を拒否。**
＊7/19 橿原市長の専決で、調査委員会に関する条例を制定。	文科省の担当は、 橿原の対応は〇　←← ではないとの見解。	＊7/19 ジェントルハートプロジェクトの理事の方々と文科省に、橿原市の法解釈について是非を求めに行く。
	＊7/29 報道・世論の批判を浴び、北浦一郎元顧問弁護士が辞任。	＊7/22 調査委の判断により個人名に配慮した形で、遺族に**アンケート開示。**
北浦元顧問弁護士辞任とアンケート公表をきっかけに、遺族側に対し態度を軟化。話し合いの場を持つことに。	**＊8/11 残る３名の調査委員も、最初から訴訟を意識し元顧問弁護士主導で進んでいることに疑問と憤りを感じられ、調査委会議途中で、退席。**（*2 参照） ↓	＊8/16 アンケートの集約をマスコミに公表。
＊8/26 第一回三者協議会 **教育長が「調査委員会」の設置と運営に関し陳謝し、<u>不適切な発言を謝罪し撤回。</u>** **公平中立の第三者調査委員を遺族と共同推薦する形で合意。**	**調査委は空転状態に陥る。** ←←←←←←←←←←←←	＊8/26 母親が他のご遺族と一緒に文科省に陳情に行く。 同日父親と代理人は、県教委仲介の下、第一回三者協議会に出席。
＊9/17 第二回三者協議会 **<u>調査委解散を公表。</u>** 調査委設置に関する合意書を交わす。	遺族と市教委で共同推薦で委員の選任を行う。	

平成２５年１１月１８日「第三者調査委員会」同じ設置母体での異例の再発足。
再発足から約１年、現在も調査続行中

（*1 参照）回答書の一部抜粋

（前略）法も通知も、調査委員会の構成に関する遺族の合意を条件としておらず、通知ですら、「遺族と合意しておくことが重要であること」と指摘するに止まり、遺族の合意が調査及び調査委員会の前提条件とされてない以上、調査委員会の構成に関する■■様のご遺族様のご要望には応じられないことを予め申し添えます。（中略）

なお、上記趣旨に則り構成されました委員による調査委員会は、平成２５年７月１０日、第１回委員会議を開催し、調査に着手する旨を申し添えます。

（*2 参照）旧調査委員会の内部告発・提言の一部抜粋

（前略）委員会発足前より、訴訟を想定した体制に入っており、委員会そのものも、元顧問弁護士委員主導で進んでいくことが、初回委員会でわかりました。このままでは、ご遺族そして社会の理解も得られず、中立・公正な調査は行えないと共通理解し、元顧問弁護士委員の見直しについて、提案・助言を行いました。顧問弁護士委員より辞任を示唆

する発言を導きましたが、もし辞任無き場合は、我々３名の委員が総辞職する決意で、第３回目の調査委員会（７／２８）にのぞみました。元顧問弁護士の自発的辞職という形になりましたが、世論に加えて、委員会内部からの発言も大きな後押しになったと思います　　（後略）

これまでの体験で、お伝えしたい事

遺族の目線から、「学校の対応」について見えてきた問題点など

★初期段階で学校は、在校生の「心のケア」という文言を盾にする。
★実際は生徒のケアよりも、体裁や保身という組織防衛の為の沈静化への動き。
★初動調査については、「遺族の心情に寄り添い」ながら、適切に調査をせず、知り得た事実についても、隠蔽と歪曲を繰り返し、学校・教育委員会の「説明責任」を果たさない。遺族の知る権利は、蔑ろにされる。
このような「遺族の心情に寄り添う」などとは程遠い対応であるがために、紛議が起こる。
★紛議が起こる事により、本来の調査が遅れ、生徒などの記憶の劣化が生じる恐れがある。

遺族の目線から、「調査委員会」について見えてきた問題点など

★子供を亡くし、悲しみの淵にいる遺族は、調査委員会で調査してもらう事すら思いつかない。
★学校・行政側は、訴訟を想定し、結論ありきの調査結果を導き出すための、「調査委員会」設置の方向で動く。そもそも、経済力・情報量・人脈に於いて全て行政側と遺族側に圧倒的な格差があり、遺族一個人では太刀打ちができない。
★いくら素晴らしい識者が集まっても、調査の手法などを誤ると事実解明が難しくなる事。
調査をする以前の問題で、橿原の「事実解明」より「訴訟」を意識した行政の動きなど、権力に対し絶対に屈しない姿勢で「公正中立」保ってもらう事が、絶対前提条件であると考えます。

＊＊＊＊＊＊＊遺族として調査委員会に望むこと＊＊＊＊＊＊＊

「事実」の徹底解明をし、原因解明をしていただき、遺族への説明責任を果たしてほしい。そして、再発防止策の提言もしっかりしていただきたい。

亡くなった子供の目線で調査し、何が娘を死に追いやったのか究明してほしい。親の「知る権利」に応えて欲しい。事実解明によって、亡くなった娘の人権と名誉の回復してほしい。遺族の人権侵害や傷つけられた名誉も回復してほしい。そして、この作業は、限られた権限の中での壮絶な作業である事は間違いないと推察しますが、職責を果たしてほしい。

そして、子どもを亡くしたうえに、行政主導で設置された「調査委員会」により、これ以上、二重三重に遺族そして亡くなった子供が苦しめられる事がない様に、既に調査委員会を体験した遺族の思いや体験談を語って、調査委員会の検証作業をし、世間に発信することが重要な　課題ではないかと考えます。

今日は、まさにそのようなシンポジウムであり、このような機会を与えて下さったジェントルハートプロジェクトの方々に感謝気持ちをお伝えしたいと思います。ありがとうございました。そして、報道関係の皆様、今後に於いて学校・行政に遺族が苦しめられることがないよう、どうか問題意識を持っていただき、世間に発信していただけますよう切にお願い申し上げます。